個人タクシーの申請等の流れについて

事前試験　※65歳未満（注2）

試験申込
4月のみ
（8月のみ）
（12月のみ）
申込
（注1）

→ 試験公示等
6月中旬
（10月中旬）
（2月中旬）
公示 and 通知

→ 試験実施
7月中
（11月中）
（3月中）
7月は法令のみ
11月は法令・地理
3月は法令のみ
（注3）

→ 合格
試験実施後
（約2週間）
公表 and 送付

→ 申請
（標準処理期間は、3ヶ月で補正期間除く）
（注2）

→ 書類審査等
申請の翌月以降

→ 処分

→ 取下げ or 却下

→ 違反又は有効期限切れ

→ 合格証無効

→ 事前試験の再受験又は申請後試験 or

→ 不合格
通知等なし

申請後試験　※65歳となる前日まで

申請
2月−5月
（6月−9月）
（10月−1月）
申請書類
（注1）
（注3）

→ 試験公示等
6月中旬
（10月中旬）
（2月中旬）
公示 and 通知

→ 試験実施
7月中
（11月中）
（3月中）
7月は法令のみ
11月は法令・地理
3月は法令のみ
（注3）

→ 合格
試験実施後
（約2週間）
公表 and 送付

→ 書類審査等
8月−9月
（12月−1月）
（4月−5月）

→ 処分
10月中
（2月中）
（6月中）

→ 取下げ or 却下

→ 受験した試験の合格証を交付
（注4）

→ 事前試験の再受験又は申請後試験 or

→ 取下げ or 却下

→ 不合格
通知等なし

注意事項

（注1）平成27年10月1日付け近運自二公示第21号Ⅱ．事前試験1．受験者の資格要件（3）は、平成28年12月20日付け近運自二公示第35号Ⅰ．3．運転経歴等に適合していることが受験の資格要件です。
（注2）個人タクシー合格証の有効期限は最大2年とし、合格時点（公表等）で63歳に至っている方は有効期限が2年未満となります。
（注3）申請後試験で法令及び地理試験の受験対象者は、毎年10月1日から翌年9月30日までとなります。平成28年12月20日付け近運自二公示第35号Ⅰ．12．申請及び処分の時期等をご確認願います。
（注4）申請後試験に合格された方で、取下げまたは却下となる場合は、当該受験した試験の合格証を交付します。ただし、有効期限の起算日は当該試験の合格日からとなります。
※譲渡譲受認可申請の場合、処分（認可）となるまでに譲渡人の許可等の期限が満了した場合は認可となりませんので、事前にご相談等をお願いします。